

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

■意見募集期間：令和５年２月１４日～同年３月１５日

■意見提出件数：１４件

受付順	意見提出者
１	株式会社 文化放送
２	株式会社 STV ラジオ
３	札幌テレビ放送株式会社
４	株式会社ニッポン放送
５	一般社団法人日本民間放送連盟
６	(株)エフエム東京
７	株式会社大分放送
８	株式会社エフエム愛知
９	株式会社エフエム福岡
１０	株式会社 TBS ラジオ
１１	株式会社エフエム大阪
	個人（３件）

< 1. 全体 >

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を 踏まえた案 の修正
1－1 本件への賛同意見				
1-1-1	株式会社ニッポン放送	○今回の変更案は、全国の民間AM放送事業者が、FM転換及びAM局休止を実現するために必要な措置であることから、賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
1-1-2	個人	○（「FM転換」に関しての案全体の意見です） 全体的にこの案は賛成です。特に民放AMラジオ局のFM補完局が1放送局で1局しか現在設置されていない関東広域圏・北海道・秋田県・山形県・宮城県・東海広域圏・近畿広域圏・山陰地方（鳥取県・島根県）・高知県での補完局設置拡大の実現にも大きくつながると思います。		
1－2 本件制度整備に係る周波数拡充の要望				
1-2-1	個人	○改正案の趣旨には賛同するが、放送事業者がAM放送の代替となるFM補完中継局を十分に設置するためには、割り当てる周波数が足りないと思う。原則は、改正案通り90.0メガヘルツから94.9メガヘルツで良いが、やむを得ない場合はそれ以外の周波数帯域も割り当てることができるようにしておくべきである。特に、デジタルラジオとの間のガードバンドになっていた帯域は、同事業が終了した以上積極的に活用すべきである。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
1－3 本件制度整備に係る財政支援に対する意見				
1-3-1	(株)エフエム東京	○貴省は、2020年12月の「民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する実証実験の考え方」において、「AM放送のFM転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」と述べています。また、今年3月9日に公表された「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(案)に対する意見募集結果」において、『当該「考え方」でお示ししていた認識に変更はありません。』と述べています。「放送確保用」中継局は、AMラジオ放送事業者の経営判断で行われるFM転換及びAM局廃止に対応するものです。したがって、貴省は、「放送確保用」中継局を、国の財政支援の対象にしないものと理解しております。	いただいた御意見は、今後の参考といたします。	無
1-3-2	株式会社エフエム愛知	○貴省は、2020年12月の「民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する実証実験の考え方」において、「AM放送のFM転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」と述べています。また、今年3月9日に公開された「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(案)に対する意見募集結果」におい		

		て、『当該「考え方」でお示ししていた認識に変更はありません。』と述べています。「放送確保用」中継局は、AM ラジオ放送事業者の経営判断で行われる FM 転換及び AM 局廃止に対応するものです。したがって、貴省は、「放送確保用」中継局を、国の財政支援の対象にしないものと理解しております。		
1-3-3	株式会社エフエム福岡	○3月9日に公開された「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）に対する意見及びこれに対する考え方（概要）」にて通し番号 15（項目番号 5-8）「提出された意見の概要」廃止を予定する AM 中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たに開設することが可能となる FM 中継局について、補助金の対象となるものではないことの確認に対して「考え方」で頂いた御意見は、今後の参考といたします。とありますが、貴省は、2020 年 12 月の「民間ラジオ放送事業者の AM 放送の FM 放送への転換等に関する実証実験の考え方」においては、「AM 放送の FM 転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」と述べています。 このことから「放送確保用」中継局は、AM ラジオ放送事業者の経営判断で行われる FM 転換及び AM 局廃止に対応するものであり、貴省は、「放送確保用」中継局を、国の財政支援の対象にしないものと理解しております。		
1-3-4	株式会社エフエム大阪	○貴省は 2020 年 12 月の「民間ラジオ放送事業者の AM 放送の FM 放送への転換等に関する実証実験の考え方」において、「AM 放送の FM 転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」と述べておられます。また、2023 年 3 月 9 日に公開された「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）に対する意見募集結果」において、『当該「考え方」でお示ししていた認識に変更はありません。』と述べておられます。「放送確保用」中継局は、AM ラジオ放送事業者の経営判断で行われる FM 転換及び AM 局廃止に対応するものです。従って、貴省は「放送確保用」中継局を国の財政支援の対象にしないものと当社は理解しております。		
1-4 FM 転換・AM 局の運用休止に係る意見				
1-4-1	一般社団法人日本民間放送連盟	○総務省においては、今回の制度整備に留まらず、FM 転換および AM 局廃止に関する今後の政策や方針の全体像を、できる限り明確に示していただきたいと考えます。 ○先の「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）」の意見募集に	令和 5 年 3 月 9 日に公表した「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」において、AM 局の運用休止に係る特例措置の実施状況等を踏まえ、FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととしています。	無
			いただいた御意見は、今後の参考とい	無

		において、民放連およびラジオ各社は、「民間ラジオ放送事業者の AM 放送の FM 放送への転換等に関する『実証実験』の考え方」（2020 年 12 月）との関係性の明記を含め、多岐にわたる意見を述べております。総務省はこうした意見に対する認識や見解を丁寧に説明するとともに、今回の意見募集においてもラジオ各社の個別の意見を十分に把握し、今後の政策の検討に活かしていただくよう要望します。	たします。	
1-4-2	株 式 会 社 TBS ラジオ	○FM 転換及び AM 局廃止は AM 放送事業者の経営基盤強化が主たる目的であることから、FM 補完中継局の開設は AM 放送事業者が個別に経営判断すべきものであり、放送確保対策の追加を契機に FM 補完中継局の開設を強制されることがないことを要望いたします。	本変更等は、経営判断として FM 転換及び AM 局廃止を検討するラジオ放送事業者が、AM 局の放送区域をカバーする FM 補完中継局を開設できるよう、補完中継局の開設目的に放送確保対策を追加するために必要となる基幹放送用周波数使用計画等の整備を行うものです。よって、「FM 補完中継局の開設を強制」するものではありません。	無
		○また、AM 局の運用休止に係る検証が円滑に行われ、有意義なものとなるよう、ラジオ各社の意見や要望を十分に把握し、柔軟に対応いただくよう併せて要望いたします。	いただいた御意見は、今後 AM 局の運用休止に係る特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。	無
1－5 その他				
1-5-1	個人	○各テレビ局で行われている映像の加工は、禁止する義務をおうべきです。 理由 不正な情報や誤った情報の温床になり視聴者、もしくは、映像被写体にたいして虚偽の情報を広く流布する原因となり非常に危険。 特に最近の特徴として、個人情報や盾とした画像の改竄、ぼかし、音声の変更など編集技術で真実をねじ曲げて放送されている番組だけである。 報道番組ですら容疑者隠蔽、情報隠匿がはなはだしい。それならそもそも放送するなといいたい。 さらに、皇室番組は、あきらかな古代からのプロパガンダである。即刻中止および過剰な演出の中止を求める。時代にはなれすぎ 星座占いは、特定の宗教を助長することと同等なので禁止命令を出すこと。 画像や音声に暈しや過剰な恣意的な編集は、固く禁じ罰則を設けること。 あと、国会や公共機関のライブ映像、裁判所のライブ映像を全世界にオープン放映することを義務化しよう。	本変更等は、補完中継局の開設目的に放送確保対策を追加するために必要となる基幹放送用周波数使用計画等の整備を行うものです。本件意見募集の対象の内容と直接関係のない御意見として承ります。	無

< 2. 基幹放送用周波数使用計画を一部変更する告示案について >

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を 踏まえた案 の修正
2-1 告示案への賛同意見				
2-1-1	株 式 会 社 文化放送	○[2 ページ 第1 5] 災害対策等のため以外の目的に開設されるその他の補完中継局用の周波数を、90.1MHz から 94.9MHz とすることは妥当と考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
2-1-2	一般社団法人 日本民間放送連盟	○[2 ページ 第1 5] 「放送確保対策」のための「その他の補完中継局」の周波数を90～95MHzとすることは、妥当なものと考えます。		
2-1-3	株式会社大分放送	○[2 ページ 第1 5] 本告示案につきまして、変更内容に賛同致します。この変更により、FM転換及びAM局廃止を行うに当たりAM局の放送区域をカバーするための補完局の開設が可能となるため、弊社のFM転換及びAM局廃止時の聴取者保護につながる置局が可能になると考えております。		

< 3. 電波法関係審査基準を一部改正する訓令案について >

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を 踏まえた案 の修正
3-1 訓令案への賛同意見				
3-1-1	株 式 会 社 文化放送	○[2 ページ 別紙1第2] 補完中継局の開設目的に、FM 転換及び AM 局廃止の際の AM 局放送区域をカバーするための FM 中継局用「放送確保対策」を加えることで、AM 社の経営判断による選択肢が広がりますので、妥当と考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
3-1-2	株 式 会 社 STV ラジオ	○[2 ページ 別紙2第2 2(7)ア(オ)] 経営の選択肢として、FM転換及びAM局廃止を検討するにあたり、AM局の放送区域をカバーするためのFM中継局の開設が考えられますので、補完中継局の開設目的として、放送確保対策を追加することに賛同します。		
3-1-3	札幌テレビ放送株式会社	○[2 ページ 別紙2第2 2(7)ア(オ)] AMラジオ局を子会社として有している当社としては、グループ会社経営の選択肢を増やす意味でも、「廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的とした新たなFM中継局の開設が可能になる制度」に関する早期の制度整		

		備を要望していました。 FM転換及びAM局廃止を検討するにあたり、AM局の放送区域をカバーするためのFM中継局の開設が考えられますので、「補完中継局の開設目的として放送確保対策を追加する」という今回の変更案に賛同します。		
3-1-4	一般社団法人日本民間放送連盟	○[2ページ 別紙2第2 2(7)ア(オ)] FM補完中継局の目的において、従来の「災害対策」「都市型難聴対策」「外国波混信対策」「地理的・地形的難聴対策」に加えて、新たに「放送確保対策」を追加することは、AM社が経営判断により実施可能な選択肢を拡げるものであり、妥当なものと考えます。		
3-1-5	株式会社大分放送	○[2ページ 第2 2 (7)7(オ)、第2 2 (7)エ] 本訓令案につきまして、変更内容に賛同致します。この変更により、FM転換及びAM局廃止を行うに当たりAM局の放送区域をカバーするための補完局の開設が可能となるため、弊社のFM転換及びAM局廃止時の聴取者保護につながる置局が可能になると考えております。		
3-1-6	株式会社TBSラジオ	○[2ページ] FM転換及びAM局廃止にあたってFM補完中継局の開設目的にAM局の放送区域をカバーすること（放送確保対策）を追加する変更等を行うため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について一定の意義があると評価いたします。		